

第九十一回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 一 号

(四)

本国会召集日(昭和五十四年十二月二十一日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 谷川 和徳君

理事 石橋 一弥君 理事 中村喜四郎君

理事 深谷 隆司君 理事 森 喜朗君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 譲君

理事 池田 克也君 理事 山原健二郎君

理事 和田 耕作君

理事 浦野 休興君 狩野 明男君

理事 坂田 道太君 坂本三十三次君

理事 田村 良平君 野中 英二君

理事 長谷川 峻君 船田 元君

理事 宮下 創平君 中西 續介君

理事 長谷川正三君 村山 喜一君

理事 湯山 勇君 有島 重武君

理事 鍛冶 清君 高橋 繁君

理事 栗田 翠君 藤田 スミ君

理事 三浦 隆君 西岡 武夫君

昭和五十四年十二月二十一日(金曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 谷川 和徳君

理事 石橋 一弥君 理事 中村喜四郎君

理事 深谷 隆司君 理事 森 喜朗君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 譲君

理事 池田 克也君 理事 山原健二郎君

理事 和田 耕作君

理事 浦野 休興君 狩野 明男君

理事 坂田 道太君 坂本三十三次君

理事 田村 良平君 野中 英二君

理事 宮下 創平君 中西 續介君

理事 村山 喜一君 湯山 勇君

理事 有島 重武君 鍛冶 清君

高橋 繁君 栗田 翠君
藤田 スミ君 三浦 隆君
西岡 武夫君

出席国務大臣

文部大臣 谷垣 專一君

出席政府委員

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省管理局長 三角 哲生君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

十二月二十一日

オリピック記念青少年総合センターの解散に

関する法律案(内閣提出、第九十回国会閣法第一

二号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一

七号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一

七号)(参議院送付)

○谷川委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお

諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する事項

学校教育に関する事項

社会教育に関する事項
体育に関する事項
学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項

以上の各事項につきまして、衆議院規則第九十四

条により、議長に対し、国政調査の承認を求める

ことにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、国政調査承認要求書の作成並びに提出手

続につきましては、委員長に御一任願いたいと思

じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○谷川委員長 この際、本日付託になりました参

議院送付、昭和四十四年度以後における私立学校

教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法

律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理

由の説明を聴取いたします。文部大臣谷垣專一君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改正に関する法律等

の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○谷垣国務大臣 このたび政府から提出いたしま

した昭和四十四年度以後における私立学校教職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案につきまして、その提案の

理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十三年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十二年度以前の退職者について昭和五十四年四月分から増額することとしたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても同様の引き上げを行うこととしたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十四年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年六月分以後、これらの者以外の者に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年十月分以後さらに引き上げることとしたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ三十八万円から三十九万円に引き上げるとともに、下限についても六万六千円から六万七千円に引き上げることとしたしております。

ます。

以上の改正のほか、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとしたしておりますので、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の支給制限、減額退職年金の改正及び退職一時金等の廃止等などの改正事項につきましても、当該規定を準用することにより同様の措置を行うこととし、所要の規定の改正を行うこととしたしております。

また、この法律の施行日につきましては、特定の規定を除き、公布の日から施行することとしたしております。

なお、第九十回国会における衆議院で、国家公務員共済組合法における退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正の実施期日について、「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十五年七月一日」に改める等の修正が行われたことに伴い、本法律案についてもその実施期日等について所要の規定を整備する修正を行った上参議院に送付され、同院において継続審査となり、本日可決の上、送付されたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいましますようお願い申し上げます。

○谷川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○谷川委員長 質疑の申し出があります。これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 理事会にお諮りし、また、委員長のお許しをいただきまして質問をするわけですが、一つは、この前の国会におきまして本法案に対する修正案を提出した経過があります。それから十

数日しか経過いたしてありません。しかも、修正案がすでに否決をされておりますので、今国会でこれをあえて提出するという態度をとりませんで、考えた次第であります。

質問は一点にしようと思います。

去る十二月七日の私の質問に対して、支給開始年齢の延伸は厚生年金との均衡を考慮する必要があるからとの理由を述べられました。いわゆる官民格差の是正についての答弁であつたわけでございます。

学校の教師には婦人がたくさんおいでになります。今回の法改正によりまして、婦人の教師は年金支給が六十歳からとなる可能性を持った法案となつております。一方、国民年金では婦人への年金支給は五十五歳からとなっております。そうしますと、逆官民格差とは呼ばれませんでしょうか。これも、これはどういふふうにお考えになつておるかというところが一つでございます。どのように御説明をされるつもりかということでもあります。

次に、野呂厚生大臣が、去る十八日の記者会見で、厚生年金等の支給開始年齢を六十五歳とするの方針を出されました。このことにつきましては、重要問題でございますから、恐らく各党から本格的な質問があろうと思つたのでこの点について私は触れませんでした。もしこの考え方でまいりますと、文部省が説明をしました不均衡という問題がまた生まれてくるわけでございます。そうしますと、文部省の説明でありますところの格差是正、均衡をとるといふお考えからいいますならば、厚生年金の支給開始年齢の延伸に対しては反対をされる立場をとらなければならぬと思つたわけでございますが、この点についての御説明をいただきたいことが一つです。

そして、本家が参議院から送付されておりますけれども、私どもが昨年来主張してまいりました支給開始年齢の延伸を分離して、各党が一致できる面を提出する意図があるかどうか、このことをお伺いしたいのであります。

○三角政府委員 年金制度におきます年金の支給開始年齢は、基本的にはやはり一般的な稼働能力の状況がどういふうにあい推移していくかということ、それから年金財政等との関連において、それぞれの制度ごとに年金制度としての検討の結果として引き上げを行うというようなことが提案されてくるわけでございます。

年金財政と申しますと、これは結局、今後のいわゆる高齢化社会の出現ということで、いまの状況の給付水準を維持して、そして今後どういふふうにつづいていくかという状況を見込みを立ててます場合に、現在の支給開始年齢のままを推移いたしますと後年代におきます組合員に――組合でございますから結局組合員の負担にはね返ってくるわけでございます。これに非常に膨大な負担がかかってくるというようにございまして、これはそれぞれ制度ごとにとそういう検討が行われるべきこととございまして。

私学共済につきましても、従来から給付の内容等について国家公務員共済組合法を準用するといふたので、とにかく私立学校に勤める教職員も公立の教職員と同様の処遇に持つていくのだといふことで今日に至つたわけでございます。したがっていままで御提案申し上げておるような改正点をまとめ上げたわけでございますが、やはり、共済年金と厚生年金とは、これまでにおきましても、それぞれの成り立ちなりあるいは成熟度でございますとか財政の積み上げ方の状況に差異がございまして、でございますから、両方の差異といふものを考えます場合に、単純に両者を同じ次元で比較して論ずることはむずかしいことであるといふふうな考え次第でございます。

先国会で申し上げた点をどのようにお受け取りになられたかでございますが、ただ、御質問もございまして、私どもとしましては、こういう措置をとることによりまして、結果としては厚生年金との差異といふものがこれ以上開かない、そういう意味合いの結果がでる、現在のままで置いておきますと、場合によりましてますますその

差異が開くのではないかと、という意味合いでのお答えを申し上げたといふふうな思つておるわけでございます。

それから、先ほどの婦人の問題でございますが、これは御指摘のとおりでございますが、私学共済の場合には、五十二年の年金の受給資格発生者について見ますと、全体の平均年齢は六十五歳といふことになっておりまして、そして確かに六十歳未満の方もいらっしゃるが、これは全体の二・五％ぐらいの数字でございますが、五十五歳以上ということになるともつと減ると思つております。

そしてその中に婦人も入つておることであろうと思つておりますが、ただ、婦人の場合には、どちらかと申しますと、私学の場合も自己都合といつたようなことで退職する方の数もかなりあるようでございますので、そういった点は今回の支給開始年齢とは一応直接の関係はないかと思つております。

ただ、具体の例につきましても、先回も申し上げましたように、今回のこの改正措置が十五年ないし二十年という相当長期の経過期間の経過措置を設けていたしますことでもございまして、その間にいろいろな意味合いでの各学校における理解なり努力なりを期待してまいりたいといふふうな考えでおる次第でございます。

○山原委員 もう質問をいたしませんか、いまお話を聞いておりましたも、官民格差の是正あるいは不均衡という問題を是正するといふようなお話とまた別に、いわゆる共済財政の問題もお考えになつておるというふうなことで、こういう点は本当に慎重に審議しなければならぬ問題だと思つてます。

また、私は、これがいわゆる厚生年金あるいは国民年金等を悪く変えていく基礎になるのではないかとこの質問をしたわけですが、質問してからもう本当にむずかしかならぬときに、早くも厚生大臣からこういう発言があるといふことを考えますと、私の指摘も決して誤りではなかつたとい

うふうに思ひまして、全体の年金制度の抜本的改悪につながるということになるんじゃないかという疑念を私はまだ捨てることはもちろんできません。

そういう意味で本案に対して反対の態度を表明してきたわけですが、そういった点で、いま、婦人教師の問題、特に私学の身分不安定な状態に置かれておる教師の問題等を考えますと、相当の問題があるということを指摘しまして質問を終わります。

○谷川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○谷川委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出があります。これを許します。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私学共済組合年金改定法案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して反対の討論をいたします。

本法案は、年金額の改善など不十分ながら国民の要求に一定こたえた内容も一部分含まれており、わが党は従来よりこの点は早急に実施に移すべきであると主張してまいりましたが、同時に、本法案には、年金支給年齢を現行の五十五歳から六十歳に延伸するという年金制度全体の抜本改悪に通ずる、わが党としてとうてい容認できない内容を含んでいるのであります。

わが党は、去る第八十七国会においては、年金額の引き上げなど改善部分を早急に実施するため、野党各党とともに法案提出の準備をいたしておりましたが、年金制度全体の改悪をもくろむ自民党により、この法案の成立は残念ながら阻まれたのであります。年金受給者に対して今日まで年金引き上げ分を支給することができない事態を招いた自民党の責任は重大だと言わざるを得ません。

前国会の法案採決に当たっても、わが党は支給開始年齢の延伸部分を削除する修正案を提案いた

しましたが、これは残念ながら実現できませんでした。修正案提案に当たって、わが党は、今回の共済年金支給開始年齢の延伸が厚生年金や国民年金など公的年金制度の本格的改悪の一里塚になると指摘いたしました。このことは、去る十八日の記者会見で、野呂厚生大臣が、保険料の引き上げ、支給開始年齢の延伸を含む厚生年金法、国民年金法改正を通常国会に提出するとの方針を示したことで、わが党の指摘の正しかったことが改めて明らかになりました。

支給開始年齢延伸部分を削除する修正案につきましては、前国会において否決されてわずか十数日しか経っていない今日、再度提出することはいたしません。が、改悪部分については当然削除し、改善部分については直ちに実施すべしとのわが党の一貫した主張を改めて明らかにし、私の反対討論といたします。(拍手)

○谷川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○谷川委員長 これより採決に入ります。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○谷川委員長 本日は、これにて散会いたします。午後三時二十二分散会

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一

年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の二)に相当する金額

第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一項の十一第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条の六第五項の規定は、第二項及び前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。

5 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは、「三分の二」と、「六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の二)」とあるのは、「六十分の二」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

7 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「八十歳」と読み替えるものとする。

8 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第二条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。)第三条の規定による改正後の法律第四百四十号又は法律第四百号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十四年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百四十号又は法律第四百号の規定を適用して算定した額に改定する。

定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百四十号附則第八項第一号に掲げる期間(二十一年以上に限る。)を有する組合員に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十三の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものについては、その改定額を六十四万七千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものを受けける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十四万七千円に改定する。

第四条の六第一項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

第四条の八第一項中「次条」を「第五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の九 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の十一又は第二条の十一の規定の適用を受ける年金にあつ

ては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条(同条を準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円
ロ 六十五歳以上の者に係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万三千五百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十七万四千五百円
ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 二十八万九千五百円
ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 二十八万九千五百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合に

において、同条第二項中「七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）」とあるのは「六十五歳（遺族年金を受ける者にあつては、六十歳）に達したとき」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額（第一条の十一、第二条の十一又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 四十二万円

二 第一項第三号ロに掲げる年金 三十一万円

三 第一項第三号ハに掲げる年金 二十一万円

4 第四条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第四項中「昭和五十二年八月一日」とあるのは、「昭和五十四年六月一日」と読み替えるものとする。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金（第三項及び前項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）については、その額（第一条の十一、第二条の十一、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用が

あつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達している遺族年金 四十二万円

二 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上の遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。） 三十一万五千円

三 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満の遺族年金 二十一万円

第五条第一項第一号中「四万八千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第六条第三項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改める。

第六条の六第四項中「とあるのは「国家公務員共済組合法」を」とあるのは「昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第六条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の七第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の七第一項」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二）」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の七第一項第二号」とあるのは「第六条の七第三項第二号」と、「第六条の七第一項」とあるのは「第六条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の七第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第八条中「第三条の十」を「第三条の十一」に改める。

別表第二の十二の次に次の一表を加える。

別表第二の十三（第三条の十一関係）	
改定前の年金額	改定年金額
六〇〇〇〇円から八八二〇〇円まで	四八五、三〇〇円
一〇一、二〇〇円	五〇三、四〇〇円

一一五、〇〇〇円	五七二、〇〇〇円
一二九、六〇〇円	六四四、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七四六、一〇〇円

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第一条の十一、第二条の十一、第六条の七関係）

金額の区分	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十二條第一項の表中

第一級	第二級
六六、〇〇〇円	六八、〇〇〇円
六七、〇〇〇円未満	六七、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

を

第一級	第二級
六七、〇〇〇円	六八、〇〇〇円
六七、五〇〇円未満	六七、五〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

に

第三十九級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上
-------	----------	------------

を

第三十九級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上 三八五、〇〇〇円未満
第四十級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上

に

改める。

第二十五条の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条の表以外の部分中「第八十三條第七項」を削り、「第百二十六條の五」の下に「附則第十二條の三から第十二條の七まで」を加え、同条の表第四十一條第一項の項中「第七十九條の二第六項」を「第

七十九條の二第五項、第八十條第四項」に、「第百六條第一項」を「第百六條」に改め、同表中第七十六條の三第二号の項及び第八十三條第四項の項から第八十三條第六項の項までを削り、第百二十六條の五第二項の項の次に次のように加える。

附則第十二條の七第二項 俸給日額

第二十五条に次の一項を加える。

平均標準給与の日額

2 前項に規定するもののほか、退職年金及び廃疾年金については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十三條の二及び第二十四條の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条中「第二十五條又は」を「第二十五條第一項若しくは」に改め、「国家公務員共済組合法」の下に「又は第二十五條第二項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を加える。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百五十六万円」を「四百六十八万円」に改め、同項第二号中「四・八〇」を「四・九七四」に、「一万九千二百円」を「一万九千九百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三分の二（その二）」を「三分の二（八十歳未満の者にあつては、その二）」に改める。

第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の

一部を次のように改正する。
附則第三項及び第四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。
附則第六項及び第七項中「退職一時金」を削る。

附則第八項第二号中「附則第十二項第二号及び附則第十四項第二号」を「及び附則第十二項第二号」に改める。
附則第十四項を削る。

附則第十五項中「第十三條」の下に「第十三條の二」を加え、「及び第十八條」を「から第十八條まで」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十四項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第五條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十五項（附則第十六項）」を「附則第十四項（附則第十五項）」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十九項から第二十四項までを一項ずつ繰り上げる。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年十二月二十六日印刷

昭和五十四年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W